

## 市町村の名称について

## 市町村の名称についての基本的な考え方

市町村の名称の定め方について、法律上の規定はないが、住民生活に混乱が生じないようにするための一定の指針が示されている（「通知・見解等」④参照）。

新設合併の場合には、両市町の法人格はすべて消滅するため、新たに名称を定める必要がある。

編入合併の場合には、編入する市町の法人格は存続するため、名称も存続するが、地方自治法第3条の規定により新しい名称とすることも可能である。

### 1 関連法律 （手続に関する規定だけで、表記に関する規定はない。）

《地方自治法》（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（名称変更の場合）

#### 第一編 総則

第三条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。

- ② 都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。
- ③ 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。
- ④ 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。
- ⑤ 地方公共団体は、第三項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。
- ⑦ 前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

### 2 通知・見解等

《自治庁》

- ① 昭和33年4月21日（自治庁行政局長通知）

地名の書き表し方は、さしつかえのない限り当用漢字字体表を用いる。当用漢字字体表以外の漢字についても、当用漢字字体表の文字に準じた字体を用いてよい。

② 昭和33年5月 7日（行政実例）

知事は、市町村の名称の変更許可申請があつた場合に、その名称が類似名称若しくは極めて不適当な名称であるとき又は当該条例の議決が違反若しくは無効と認めるときは、不許可となしうる。

《自治省》

③ 昭和45年3月12日（自治省自治事務次官通知）

市の設置若しくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり又は類似することとならないよう十分配慮すること。

④ 平成13年1月21日の西東京市合併に当たって

（新町名の取扱いに関する自治省照会に対する見解）

（出典：『西東京市の事例に見る合併協議の実務』（ぎょうせい、2001年9月））

質問1 すでに全国に同一又は類似の市町村が存在する場合

(1) 同じ表記で読み方が異なる場合

【例】宮崎県日向市（ひゅうがし）→日向市（ひなたし）  
静岡県清水市（しみずし）→清水市（きよみずし）

回答 × … 表記が同じ場合は不可。

(2) 異なる表記で読み方が同じ場合

【例】宮城県仙台市（せんだいし）→せんだい市  
埼玉県日高市（ひだかし）→ひだか市

回答 ○

(3) 同一又は類似の「町村」が存在する場合

【例】東京都瑞穂町（みずほまち）→瑞穂市（みずほし）  
奈良県明日香村（あすかむら）→明日香市（あすかし）

回答 ○ … 全国的に見て、現在でも同様の事例がある。

質問2 外国語を日本語（カタカナ、ひらがな等）で表記した場合

【例】LOVE → ラブ  
AND → アンド

回答 ○ … 理由が明確であればよい。

質問3 略字及び算用数字等の使用

(1) 「ヶ」の使用

回答 ○ … 例：青ヶ島村など

(2) 「0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (数字)」の使用

回答 × … 日本語かどうか解釈できない。適當とは思われない。

(3) 「々」の使用

回答 ○ … 例：小佐々町など

質問4 通常の読み方と異なる読み方をする場合

【例】永遠市（えいえんし）→（とわし）

宇宙市（うちゅうし）→（そらし）

回答 ○ … 新市名を告示する場合、読みがなを振ればよい。

質問5 その他市の名称としてふさわしくないもの

回答 公序良俗に反する名前

長すぎる名前

現在使用していない漢字を使用した名前

3 参考・国語審議会建議（昭和28年10月8日・第2期国語審議会）

「町村の合併によって新しく述べられる地名の書き表わし方について」

政府では、こんど全国の市町村の合併を促進されることになったと承っています。については、この機会に、別紙の趣旨をお含みのうえ、合併後の市町村名の書き表わし方が、できるだけわかりやすく、読みちがいの起こらないものに決定されるよう、適切に処置をとられることを希望いたします。

地名の漢字については、国民一般に影響するところが大きいので、当用漢字表選定の際にもいちおう問題となりましたが、法規その他の関係上、その解決は後日に見送られることになって今日に至りました。しかし、すでに当時から年を経過した現在、当用漢字表制定の趣旨も広く一般に理解されるようになってきました。ちょうどこのとき町村の合併が行われるということは、地名の文字をわかりやすいものにするうえに、またとないよい機会であると思います。よって、ここに建議いたします。

[別紙]

1 むずかしい漢字が用いられている例

長崎県の豆駿（ツツ）村、鹿児島県の顎姓（エイ）町、

宮城県の中塙（ナカゾネ）村、石川県の羽咋（ハクイ）村、

山梨県の樋原（ユズリハラ）村、岡山県の皆部（アザイ）町、

2 文字はやさしくても、読み方のむずかしい例

和歌山県の学文路（カムロ）村、愛知県の挙母（コロモ）市、  
京都府の間人（ダイザ）町、茨城県の行方（ナメカタ）村、  
ことに北海道には、この種の地名が多い。  
神戸は、兵庫県ではコウベ、三重県ではカンベ、鳥取県ではカンド、  
岡山県ではジンゴ、東京都ではカント  
そのほか、コウトとかゴウドと読む地名が各地にある。

3 地名の書き方を平易にした例

長野県「茅野町」は「ちの町」とかな書きました。東京都では区を合併した際  
「飛鳥区」「春日区」などの案を退けて「北区」「文京区」とした。

4 教育上

むずかしい漢字、むずかしい読み方の地名は、むかしから学習上非常な負担  
となっていたが、今後も教育上大きな不便を感じる。

5 通信・ラジオ・交通・事務上

地名のむずかしさは、通信・交通・事務上に手違いを起させる。ラジオなど  
地名を聞いても、理解することができないことがある。文化の発達に伴い、こ  
の問題の解決の必要が切実に感じられる。

6 印刷上

地名にむずかしい漢字があるために、使用度の少ない活字を多く備えなければ  
ならぬし、活字を拾うためにも手数がかかり、印刷能率の向上に支障をきたして  
いる。

7 むすび

以上のようなわけで、全国の地名の中には、書き表わし方をできるだけ早く  
改善する必要のあるものが多い。とりあえず、今度の合併によって新しく決定  
される市町村名について、この点につきじゅうぶんの考慮を払われることが適  
当であると考える。